

今月のテーマ

介護サービス解説シリーズNo.8

散髪(理美容)について

要介護状態になって、今まで通っていた散髪屋さんへ行くことが辛くなってきたとき、どうすればよいのでしょうか?

今回は、在宅での散髪について、考えてみました。

Q

いつも来てもらっている顔なじみのヘルパーさんに、見苦しくなったところをちょっと…カットしてもらうわけにいかないのでしょうか?

A

結論から言うと、できないのです。

介護保険制度では、ヘルパーさんにしてもらえる援助内容に、散髪は入っていません。散髪は(カミソリを使用しての髭剃りを含む)、理容師法・美容師法に定められた有資格者のみ「業」として行うことを認められているものです。

この「業」とは金銭の授受の問題ではなく、無料／ボランティアであっても「反復継続して行うこと」を示しています。



分かり易く例えると、お医者さん以外が診察行為をしてはいけないように、理容師、美容師以外が理美容行為を行うことは出来ません。そして、介護保険制度上認められていないということは、仮にヘルパーさんが理容師免許を持っていても、ヘルパーとしての援助中に理美容行為を行うことは出来ないということです。そこでヘルパー活動が終了します。

それではどうすればよいのでしょうか?

京都市では、市の直轄事業としての「訪問理美容サービス事業」を行っていないますが、「高齢者日常生活支援事業」として、訪問理美容サービスを行っている団体へ助成をしています。

民間でも「訪問理美容サービス事業」を専門にしたり、出張サービスとしてやっている事業所もあります。

このようなサービスを利用することで、お気に入りの髪型にしてもらうことが出来ます。担当のケアマネジャー等へご相談されれば紹介してもらえること思います。

Q

デイサービス等で、散髪サービスをやっておられるところもありますね。それは、どういうことなのでしょうか？

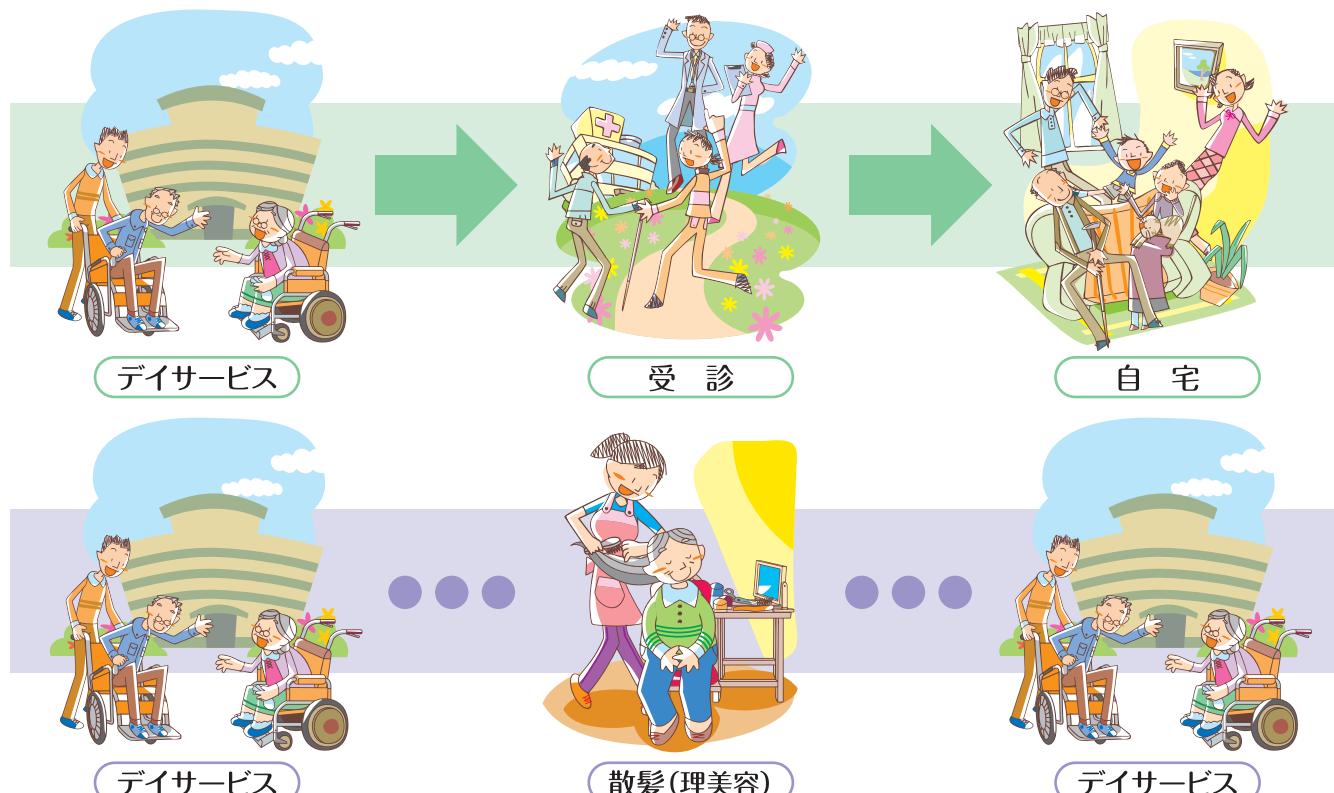
A

デイサービス等においては、そのケアは「同時に一体的に提供され」なければならぬことから、例えばデイサービスの利用中に病院や医院を受診される場合は、そこでデイサービスの提供は途切れます。デイサービスの利用は受診前までの短時間利用となります。

しかし、理美容サービスのみ例外的に途中利用が認められています。ただ、それに要した時間は省かれます。中抜きのイメージです。

また、理美容サービスはデイサービスで行われるサービスそのものには含まれていないため、別途費用請求されることになります。

理美容を行っているデイサービス等では、当該事業所内で、デイサービスと提携した訪問／出張理美容サービスを受けることが出来るのです。



詳しくは、担当のケアマネジャー等にお聞き下さい。
みやこケアプランセンターでも相談をお待ちしております。

**お薬や介護についてわからないことや、気がかりなことがありましたら、
お気軽にお尋ねください。**

みやこ薬局 本店・山科店・薬大前店・マツヤスーパー店
北山店・紫竹店・大宮店・みやこケアプランセンター(北山店横)
<http://www.miyako-ph.co.jp>